

別紙（中国電力ネットワーク株式会社 管内）

1. 本別紙の適用エリア

この別紙は次の地域に適用します。

鳥取県、島根県（隠岐諸島[島後、中ノ島、西ノ島、知夫里島]を除きます。）

兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部

2. 料金計算方法

A) 次項3（1）（2）の電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①基本料金（次項3（1）の場合は最低料金）＋②電力量料金±③燃料費調整額＋④再生可能エネルギー発電促進賦課金－⑤割引額

① 基本料金＝基本料金単価×契約容量（次項3（2）の場合）

最低料金＝1 契約あたり最低料金（次項3（1）の場合）

※ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。（次項3（1）は除く）

② 電力量料金＝電力量料金単価×使用量（次項3（2）の場合）

電力量料金＝電力量料金単価×（使用量－15kWh）（次項3（1）の場合）

③ 燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用量（次項3（2）の場合）

燃料費調整額＝燃料費調整単価（最初の 15kWh）＋ 燃料費調整単価×（使用量－15kWh）（次項3（1）の場合）

④ 再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用量

再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価（最初の 15kWh）＋ 再生可能エネルギー発電促進賦課金×（使用量－15kWh）（次項3（1）の場合）

⑤ 割引額＝（①＋②＋③）×割引率

B) 次項3（3）の電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①基本料金＋②電力量料金±③燃料費調整額＋④再生可能エネルギー発電促進賦課金－⑤割引額

① 基本料金＝基本料金単価×契約電力×力率割引

※ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

② 電力量料金＝電力量料金単価×使用量

③ 燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用量

④ 再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用量

⑤ 割引額＝（①＋②＋③）×割引率

3. 契約種別、料金単価等

以下の契約種別については、技術的に当社でご契約を行う事が難しい場合には、ご契約をお断りする場合がございます。

（1）従量電灯 A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (a)使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。
- (b)1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします）が50キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客様と当社との協議によって行います。

ニ 料金単価（税込）

最低料金	最初の 15kWh まで	1 契約	337 円 37 銭
電力量料金	15kWh~120kWh	1kWh	20 円 79 銭
	121kWh~300kWh	1kWh	27 円 47 銭
	301kWh~	1kWh	29 円 59 銭

ホ その他

当社は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

ヘ 割引率

割引率は5%とします

(2) 従量電灯 B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (a)契約容量が6キロボルトアンペア以上、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (b)1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約容量の算定方法に準じるものとします。なお、本約款3条(12)最大需要電力をもとに契約容量を決定する場合は、当社との契約における最大需要電力の実績が12ヶ月に満たない時は当社から供給開始を行う直前の契約容量と当月の最大需要電力のどちらか大きい値を基準として算定を行い、最大需要電力の実績が12ヶ月を超える時は、直近1年間で最も大きい最大需要電力を基準として算定します。

ニ 料金単価

基本料金	契約容量1キロボルトアンペアにつき	1kVA	407円00銭
電力量料金	～120kWh	1kWh	18円10銭
	121kWh～300kWh	1kWh	24円19銭
	301kWh～	1kWh	26円06銭

ホ 割引率

割引率は5%とします

(3) 低圧電力

イ 適用範囲

動力を使用する需要で、以下のいずれにも該当する需要に適用いたします。

(a)契約電力が、原則として50キロワット未満であること。

(b)1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

(c)1年間の使用電力量が(契約電力×1,000)kWh以下であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電力

契約容量は、当社に電力会社を切り替える場合は、原則、当社から電力の供給を行う直前のご契約容量とします。なお、新たにご契約を開始する場合は一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約容量の算定方法に準じるものとします。

ニ 料金単価

基本料金	契約電力1キロワットにつき	kW	1,111円00銭
電力量料金	7月1日～9月30日	1kWh	15円04銭
	上記以外	1kWh	13円75銭

ホ 割引率

割引率は2%とします。

へ その他

変圧器または発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。